

2016年2月12日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 達夫
(コード番号：4578 東証一部)
問合せ先 IR部長 小暮 雄二
(TEL 03-6361-7411)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績達成条件を付した株式報酬型ストックオプション制度を導入することを決議し、あわせてこれに関連する議案について、2016年3月30日開催予定の当社第8期定時株主総会（以下「第8期定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）導入の目的

中長期的な業績と企業価値の持続的な向上への貢献を一層高めるため、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、業績達成条件を付した株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行するものです。これにより、当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、業績連動型報酬の比率をより高めた体系となります。

新株予約権を用いて2016年度に実施する予定の具体的な中期インセンティブプラン（以下「本中期インセンティブプラン」という。）は、2016年12月末日で終了する事業年度から2018年12月末日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）を対象とし、2018年度を最終年度とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」という。）の達成度等を踏まえながら、新株予約権の行使可能個数が決定されるという内容を有するものです。

具体的には、当社取締役（社外取締役を除く。）を対象として、本中期経営計画終了までの3年間に対する中期インセンティブとして、第8期定時株主総会に議案として上程する予定の「株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、総額12億円^{*1}の範囲内で下記3.記載の内容の新株予約権を付与することを予定しておりますが、このうち最終的に行使可能となる新株予約権の個数およびそれに係る報酬の総額は、本中期経営計画の達成度等に応じて25%から100%までの間で変動いたします^{*2}。

なお、同様の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は、当社の取締役を兼任しない子会社取締役3名程度に対しても付与する予定です。当社の取締役を兼任しない子会社取締役が行使することができる新株予約権の数は、割当て対象となる取締役（以下「割当対象者」という。）の役職および当社の業績に加え、当社子会社の業績に応じて変動いたします。

その他、当社および主要子会社の従業員に対して、株式報酬型ストックオプションとは別に、中期経営計画の達成度等に応じた業績賞与の仕組みを導入いたします。

- *1 第8期定時株主総会において議案として上程する予定の「株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認可決された場合に、本中期経営計画進行中である2018年12月末までの間において新株予約権を付与するのは1回のみであり、本中期経営計画の進行中に同様の新株予約権を追加発行する予定はありません。会社法第361条に基づく決議としては、付与する日が属する事業年度の報酬枠の上限として「年額12億円の範囲内」としてありますが、付与される新株予約権は、本中期経営計画終了までの3年間に対する本中期経営計画の達成度等に応じた中期インセンティブと位置付けております。
- *2 本中期インセンティブプランでは、各対象者の役職ごとに定められる行使可能な新株予約権のうち、40%相当分を「固定分」とし、対象期間の最終年度の経過によって一括行使を可能とし、残りの60%相当分は「業績連動分」とし、本中期インセンティブプランの導入時に設定する2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度を踏まえた上で、行使可能となる新株予約権の個数が確定する仕組み（目標額の達成度が200%以上の場合には200%、目標額の達成度が80%以下の場合には0%とする。）としています。

2. 議案の概要

当社は、2010年6月29日開催の第2期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額について、その限度額を年間15億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただき現在にいたっておりますが、上記決議とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして、下記3. 記載の内容の新株予約権を年額12億円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものです。なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権のうち、当社取締役会決議に基づいて、当社および割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約において設定する行使可能な新株予約権の総個数の上限に相当する個数を乗じて得た額となります。

3. 本中期インセンティブプランとして付与する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

各事業年度において、当社普通株式81万株を年間の上限とする*3。但し、下記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度において、8,100個を年間の上限とする*3。

なお、新株予約権1個を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式100株とする。但し、当社が株式の分割、株式の併合、株式の無償割当てを行う場合その他各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数は調整される。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出する1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額を払込金額とする。なお、新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に係る払込債務を相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数に乗じた額とする。行使価額は、1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の属する事業年度を含む 3 事業年度が経過した後の翌事業年度の 3 月 1 日から 2 年間

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、原則として、保有する新株予約権の行使の時点において、割当日において有していた当社又は当社子会社の取締役の地位を継続して有していなければならない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本剰余金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

*3 割当対象者に対して割り当てる新株予約権のそれぞれの個数は、本中期インセンティブプランの導入時に設定する 2018 年 12 月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度および対象期間中に各割当対象者の役職が変動する場合に備え、各割当対象者の割当時点での役職に関わらず、最高の業績を達成した場合に、最高位の役職にある者が行使することができる新株予約権の個数（理論的な最大数）と同数とすることを予定しております。

また、各割当対象者が最終的に行使することができる新株予約権の個数の合計数については、全体として上限を設けることを予定しております。具体的には、原則として、割当日現在の業務執行体制（同日現在の役職および当該役職に就く者の数）が維持され、かつ最高の業績を達成した場合において、各役職に就いている割当対象者が行使することができる新株予約権の個数を合計した数を上限とすることを想定しており、その上限個数を超えた場合には行使できない旨の条件を、当社取締役会決議に基づいて、当社および割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めることを予定しております。

なお、第 8 期定時株主総会において議案として上程する予定の「取締役 9 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、割当対象となる取締役は 6 名となります。設定する行使可能な新株予約権の総個数の上限は、当該 6 名が、現役職を引き続き 3 年間継続することを前提とし、かつ業績連動分について、業績目標額の達成度が 200%以上となった場合に行使することができる新株予約権の数をベースとすることを予定しており、3,400 個（目的である株式の数 34 万株）の範囲内で設定する見込みです。

その新株予約権の払込金額の総額を平成 28 年 1 月末日現在における条件に基づいてブラック・ショールズ・モデルにより試算した場合、その金額は 10 億円程度となります。さらに、このうち、当該 6 名が、現役職を引き続き 3 年間継続し、業績目標が 100%達成された場合において行使することができる新株予約権の払込金額の総額を平成 28 年 1 月末日現在における条件に基づいてブラック・ショールズ・モデルにより試算した場合、その金額は 6 億円程度となります。この金額は、2018 年 12 月末までの 3 年間に対する本中期経営計画の達成度等に応じた中期インセンティブと位置付けております。

以上

Otsuka-people creating new products for better health worldwide

【ご参考】

割当対象者が、割当てを受けた新株予約権のうち、行使することができる新株予約権の個数は、以下に従って算出される数となります。

(基準個数の算定式)

基準金額÷割当日の前日（当日に終値がない場合には、その日に先立つ直近日）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値÷100

※ 小数点以下の端数は切捨

※ 基準金額の水準は、職務遂行の内容や責任および基本報酬（月額報酬）のバランスを考慮して決定する。

(行使可能個数の算定式)

本中期インセンティブプランでは、各割当対象者の基準個数のうち、40%相当分を「固定分」とし、対象期間の最終年度の経過によって一括行使を可能とし、残りの60%相当分は「業績連動分」とし、本中期インセンティブプランの導入時に設定する2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度を踏まえた上で、行使可能となる新株予約権の個数が確定する仕組みとする。

基準個数×40%(固定部分)+基準個数×60%(変動部分)×業績連動係数

※ 小数点以下の端数は切捨

※ 業績連動係数は、本中期インセンティブプランの導入時に設定された2018年12月期の連結売上高目標額や連結営業利益目標額等の達成度に基づき、0~200%の範囲で決定する。

(但し、業績連動係数は、目標額の達成度が200%以上の場合には200%、目標額の達成度が80%以下の場合には0%とする。)